

社会的養護施設(児童養護施設等)対象 お菓子等支援助成募集要項(令和5年度)

おやつを通しておいしい笑顔を！

おいしいものを食べた時、人はきっと笑顔になると思います。
この助成を通じて、みなさんがおいしい笑顔になってくれることを願っております。

社会的養護施設の下記施設を対象に、お菓子等支援助成として一定額を給付いたします。

<助成の概要>

助成対象施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、 婦人保護施設
助成対象地域	日本全国
助成事項(助成内容)	お菓子等(おやつ)の購入費用を助成
助成金額	1施設につき 10,000 円～100,000 円
応募受付期間	令和5年12月 22 日(金)迄
応募方法	助成金給付申請書の入力・送信
助成可否について	応募施設にもれなく助成金を給付(不備等がある場合を除く)
注意事項	給付された助成金はお菓子等の購入費用として全額使いきる事

<助成募集詳細>

1. 助成対象施設

児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、婦人保護施設

2. 助成対象地域

日本全国

3. 助成事項(助成内容)

以下の項目および内容の購入費用について、助成金を給付いたします。

項目	内容	例
お菓子等	入所者に提供するおやつ類 (食材含む)	<p>洋菓子: ケーキ、プリン、ゼリー、焼き菓子(ビスケット、クッキー、マドレーヌ等)、ドーナツ、チョコレート、ウエハース、シュークリーム、アイス等</p> <p>和菓子: カステラ、餅菓子、饅頭、大福、どら焼き、たいやき、せんべい、かりんとう、あられ、ポーロ、団子、羊羹、等</p> <p>果物: イチゴ、リンゴ、みかん等柑橘類、キウイ、ドライフルーツ、等</p> <p>飲料: 果汁飲料、清涼飲料、コーヒー、紅茶、お茶、牛乳、乳酸菌飲料、等</p> <p>その他: ベビーフード、スナック、カップラーメン(但し、おやつの用途に限る)、等</p>

- ・施設内において、原則としておやつとして供するものに限ります。バレンタインデー用、ホワイトデー用、お祝い・催事等の用途で供する場合は対象といたします。
- ・おやつを手作りする場合の食材も対象といたします。ただし、料理器具、調理小物、その他用品(抜き型、ケーキカップ、シート、ラッピング用紙等)は対象外とします。

【対象外】

- ・外出先での飲食
- ・職員および入所者以外の者に提供するもの。ただし、お祝い・催事において職員が同席する場合は、例外として職員と一緒に飲食することは可能といたします。

4. 助成金

1施設につき 10,000 円～100,000 円

- ・申請の不備、虚偽の申請、その他問題がない場合に限り、応募された全ての施設にもれなく助成金を給付します。※一法人における複数の施設より応募可能
- ・助成金は、入所者人数に基づき 10,000 円～100,000 円の範囲で給付いたします。
- ・入所者数が多いほど給付額が上がります。また応募件数によって分配される給付額が変わります。なお、一定の金額以上は使い切れない事が想定され、給付額の上限額に希望がある場合は、Web 申請の「助成金給付申請書」の該当項目で回答してください。(例:対象が乳児のため 30,000 円給付されたとしても 10,000円までしか使えないと想定される場合→「希望上限額」の項目で 10,000 円と入力)


5. 助成事項の実施期限

- ・助成金が振り込まれた後の **令和6年2月1日(木)～令和6年3月31日(日)**の間にお菓子等を購入すること、および**助成金を使い切ること**を条件とします。
- ・助成金は令和6年1月31日(水)に振込予定。
※助成金前渡し／給付された助成金はお菓子等の購入費用として**期限内に全額使い切ってください**
- ・数回に分けて購入可能。

6. 応募手続き

【応募方法】

- ・データ入力・送信(以下①「お菓子助成金給付申請書」)して申請をしてください。

①	お菓子助成金給付申請書	<p>・以下のQRコードまたはWebアドレスより入力をして申請してください https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/R5subsidy4welfare/request/</p>  <p>データ送信後に登録メールアドレス宛に完了通知を送ります ※ 迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、(@qooker.jp)のドメインを受信できるように事前に設定をしてください</p>
②	応募締切	<p>令和5年12月22日(金) 同日23:59までに入力・送信が完了していること</p>

③	注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金給付申請書は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、応募データは助成の有無を問わず返却いたしません。 ・同じ法人の複数の施設からの応募が可能です。 ・申請の不備、虚偽の申請、その他問題がなければ、応募施設に助成金を給付しますが、何かしらの問題が確認された場合は給付をいたしません。なお給付されない場合の理由についてお問い合わせいただいても回答をいたしませんのでご承知おきください。
---	-------	---

7. 助成決定通知

- ・助成の可否については、メールにて通知いたします。
(※令和6年1月25日(木)までにメール送信の予定)

8. 助成金の給付

助成金の給付	令和6年1月31日(水)に、指定された金融機関口座に助成金を振込み送金して給付いたします。
--------	---

9. 助成事項実施後の手続き

- ・助成事項実施(完了)後1か月以内に、「購入したお菓子等の写真2枚以上」、「レシートのコピー(金額および購入した内訳が分かるもの)」、「受領書兼完了報告書」提出していただきます。(助成決定通知の際に詳細をご案内します)

10. 助成金の返還

- ・以下のいずれかに該当した場合は、給付した助成金の全額を返還していただきます。(③で使い切らなかった場合は未使用分を返還)
 - ① 申請データおよび提示された内容に虚偽あるいは不正が発覚した場合
 - ② この募集要項の内容に反する場合(例:「写真」、「レシートのコピー」、「受領書兼完了報告書」未提出等)
 - ③ **令和6年3月31日(日)迄にお菓子等を購入しなかった場合、または使いきらなかった場合**

11. 禁止事項

- ・助成金は、助成事項以外に使用する事はできません。
- ・助成事項は入所者への提供に限るものとし、職員および入所者以外への提供または第三者への譲渡あるいは売却をすることはできません。(ただし、お祝い・催事において職員が同席する場合は、例外として職員と一緒に飲食することは可能といたします)

12. お問い合わせ

- ・ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

<電話による受付>

TEL:03-6911-3600 (年末年始休暇を除く平日 9:30~17:30)

<お問い合わせフォームによる受付>

ホームページ「お問い合わせ」より「助成に関するお問い合わせはこちら」を選択し、必要事項を入力のうえお問い合わせください。

※電話がつながりにくい場合や、ご回答またはご連絡にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上